

一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 30 年 8 月 22 日
東村山市議会議長 様

議席番号 11 番
質問者 佐藤 まさたか

記

1. 子ども・若者が主権者として大切にされる東村山へ

子ども主体のまちづくり、子どもの権利擁護、若者政策の重要性については、これまで何度か取り上げ、施策の前進と共に、その前提となる「子ども観」について議論してきたところだが、当市の子ども・若者政策が立脚する土台とは何であろうか。大人たちの経験則や価値観が頼りでよいのであろうか。大人から見た「よい子」を育てるという「健全育成」の視点ばかりでよいのであろうか。当市における子ども施策からは、「子どもは大人になる途中の未熟な存在なので、大人が正しい道へ教え導くべき」という子ども観が依然として強いと感じることが多い。

平成元年に国連で採択され、平成 6 年に我が国も批准した「子どもの権利条約」を正しく踏まえれば、子どもは権利の全面的な主体であり、その権利は大人と同様に尊重されるべきであり、私たちはそれを保障する責任を負っている、という大原則に立つことが求められている。

批准された条約は国内法となり、それを踏まえた法改正も行われてきた中で、基礎自治体として子どもの育ちを総合的に支援するためのプラットフォームが不可欠と考え、改めて以下質問する。

(1) これまで答弁のあった点のその後について

直近では平成 28 年 6 月に「市として子どもの相談・救済機関の設置を急げ」として一般質問を行った。その際に答弁された以下の点が、その後どのように進められているのかを伺う。

① 「子どもオンブズパーソン制度」と「安心して相談し救済される権利」についての質問に対する子ども家庭部長の答弁

「当市におきましては、特に導入の検討はしておりませんが、切れ目のない相談支援体制を強化、推進してまいりたい」「安心して相談し救済される権利は、当市では、国が示す子ども・子育て支援法に基づく基本指針や東村山市子ども・子育て支援事業計画における計画の視点に、子供の最善の利益が実現される社会を目指すという考え方を基本に、子供の幸せを第一に考え、子供の視点に立ち、一人一人の子供の生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとするよう、子供の健やかな成長のための支援を進めてまい

りたい。」

「公的第三者機関の創設」についての質問に対する教育部長の答弁

「教育委員会といたしましても、公的第三者委員会設置の検討は今しておりませんが、今後も子供の視点を大切にしながら、切れ目のない支援の施策の実施を目指し、子供が相談しやすい環境をつくっていかなくてはならないと思っておりますので、その環境の確保に努めてまいりたい。」

これを踏まえて伺う。この間、日々の子どもの相談・救済機関としての役割はどこがどのように果たしているのか。子どもオンブズパーソン制度や公的第三者機関の設置については、検討すら不要と考える本市としての理由を説明願いたい。

- ② 子どもを権利の主体として位置づける条例の制定、公的第三者機関の創設を求めた質問に対する市長の答弁

「御提案の公的第三者機関というものも一つの方策だろうと思っておりますので、完全に否定するつもりはありませんが、現状あれもこれも全部できるわけでは当然ないので、どういうことが一番当市で、今後こうした問題を発生させない、そして子供の権利がきちんと保障、擁護されることにつながっていくのか、十分検討させていただきながら、頑張っていきたい。」

そこで伺う。あれもこれも求めているのではなく、子どもの人権擁護に不可欠なものとして制定、創設を求めたつもりである。その後、検討はどのような視点でどう進められてきたのか。

(2) 子ども・若者政策をまちづくりの柱に

- ① 当市の子ども政策、若者政策を全市、全庁的に進めるよりどころになっているものはなにか。
- ② 児童福祉行政の根拠法である児童福祉法が平成 28 年に改正されているが、「総則」は何かどのように改められたのか。その理由は何か。当市としてはどう受け止め、どのように施策に反映させているのか。
- ③ 川崎市では「子どもの権利条例」が制定されて 17 年、子ども政策が飛躍的に前進したと言われている。条例を考える中で、できていること、できていないこと、しなければならないこと等々、自治体としての施策の洗い出し、総点検ができ、そのことが総合的・継続的・安定的な施策の推進に寄与し、家庭、学校、施設、地域、NPOなどとの連携の根拠となり鍵とな

と言われる。P D C Aサイクルを促進するためにも、条例化という手法は有効な手段となる。同様の先進例の一つとして兵庫県明石市の「子ども総合支援条例」があるが、この条例の目的とするところ、趣旨、ポイントは何か。当市でも、同様の条例制定と、施策展開が必要ではないのか。見解を伺う。

- ④ 策定作業がスタートする第5次総合計画をはじめとする諸計画（5計画）づくりに、子ども・若者の参画はどう保障されるのか。一過性ではなく子ども・若者の声をしっかり聴き、受け止め、施策に反映させる仕組みづくりが不可欠と考える。子どもの権利条約第3条「子どもの最善の利益」の保障に最も大切なことは、子どもたちの意思をよく聴く、ということであり、それは第12条「意見表明権」の保障に他ならない。この点も踏まえ、所管の考えを伺う。
- ⑤ 学校現場、特に中学校における権利学習はどのように進められているのか。校則や非行対策から生徒の権利を制限してきた側面が否定できないと考えるが、子ども一人ひとりの権利を真に尊重し、権利の相互尊重についての学びが極めて重要と考え、伺う。同時に、これを進める教員の権利保障は十分か、あわせて伺う。
- ⑥ 「子育てするなら東村山」とともに、「子どもが主権者として大切にされる東村山」を大きな柱として今後のまちづくりを進めていただきたい。市長の見解を伺う。

2. 市と民間事業者との公民連携について

本年3月議会、6月議会も踏まえ、以下伺う。

(1) 現状について

- ① 包括施設管理委託の運用開始から約5か月が経った現在の状況を伺う。「維持管理の質が大きく改善した」旨の説明を審議会等でされているのを伺ったが、いくつか具体的な事例を挙げて説明いただきたい。
- ② ジョブシェアセンター開設までひと月ほどだが、準備状況、今後の見通しについて伺う。
- ③ 公民連携の基本方針、ガイドラインを策定するよう求めてきたが、どう取り組まれているか。
- ④ 民間提案制度の現状、展望について伺う。

⑤ 関係する附属機関において公民連携はどのような受け止め、評価なのか。主な意見は。

(2) 新たな課題と考えられる点について

- ① 新たな委託契約方法をとったことにより、市は個別の施設の管理にあたる委託先とは直接のやり取りは行わず、委託費用についても関知しないという形になった。この点について6月議会では「妥当」という答弁であったが、透明性、競争性という点では課題が残ると感じた。「憩いの家」問題を踏まえれば、公の責任としてチェックし、改善につなげることのできる何らかの仕組み、ルールが必要なのではないか。また、「協力会社」に違法、不法行為があった場合のペナルティ、処分はどのようになるのか伺う。
- ② 公民連携の推進によって、民間事業者との協定、民間提案制度、サウンディング型市場調査等をより積極的に進めていくとしている中で、結果として随意契約が増えていくことが予想される。「民間事業者のノウハウ」「知的財産権」の尊重と、行政としての透明性・公正性は両立されなければならないと考えるが、どのように進めていくのか伺う。
- ③ 従来は入札公告や経過調書によって可視化されていた政策形成過程が、新たな契約方法の導入や「契約ではない形」での民間事業者との連携によって、見えづらくなる面があるのではないかと懸念している。公募型プロポーザルで事業者決定を行った「5計画策定業務委託」について、公募後から優先交渉権者決定までの経過を明らかにしていただきたい。あわせて、入札経過調書に相当する説明資料の公開が必要と考える。見解を伺う。